

# 日本仏教と肉食

にくじき

柳幹康

日本では当初、中国仏教に倣い肉食を禁止しましたが、後にそれを許容する説が生まれ、やがて公的に解禁され定着しました。今回は日本における肉食について紹介します。

飛鳥時代、七〇一年に制定・施行された日本初の本格的な法典『大宝律令』には、宗教法の「僧尼令」が含まれており、出家者の肉食が禁止されています。それによれば、病中における薬用としての摂取は例外として認められるものの、それ以外に肉を口にした者は三十日の苦使が科されました。

肉食の禁止は六七五年の天武天皇の詔勅を初めとし、七世紀に法令が繰り返し出されました。ただしそれらは農耕月に限定して、牛や馬など農耕に用いる家畜の殺害・食用を禁ずるものであり、単なる仏教的理念に基づくというよ

りも、農業政策としての色彩が濃厚でした。八世紀になると単に殺生を禁ずるのではなく、仏教の思想に則り放生（捕えられた生き物を解き放つこと）の功德によって天皇の玉体安穏と天下泰平が祈願されるようになります。

このように公的には殺生・肉食を禁じ、放生を推奨する流れにあり、天皇や貴族の間に浸透していくましたが、民間では必ずしもそうではなく、後には肉食を免罪なし容認する言説も見られるようになります。ここでは巻末に掲げた中村氏のご研究に拠り、三種の言説を紹介します。

第一が、觀音菩薩や念佛の靈験により肉食の罪を解消するものです。十二世紀の『今昔物語』には、餓死に瀕した僧侶が觀音菩薩に祈つたところ、堂内に猪の死骸が現れ、それを食べて命

を繋いだが、実はそれは堂内に祀られていた觀音菩薩像の腿であったという話、および肉食妻帯していた僧侶が念佛の功德により死後に極楽往生を遂げた話などが収められています。

第二が、法然（一一三三一一二二一二）、親鸞

（一一七三一一二六二）の肉食許容です。法然が様々な人々の問い合わせた『一百四十五箇条問答』には、魚や鳥・鹿を食べることは、飲酒同様本来は良くないことではあるが、「この世のならい」であるからと許容する回答が見えます。また親鸞は袈裟をつけたまま魚・鳥を食したと伝えられ、狩獵や漁業を生業とする人々を排斥することなく、その肉食を受け容れていたと考えられています。

第三が、成仏の機縁として肉食を積極的に評価するものです。一般に「神仏習合」と言われるようすに、当時は神道と仏教が表裏一体の関係にありました。そのようななか、「仏は肉食を忌むのに、仏の垂迹（仮の姿）である神に鹿や魚などの供物を捧げるのは何故か」という疑問

が生まれます。これに対し、「動物は神に捧げられることで、その本体である仏と縁を結び、それにより始めて成仏が可能となるのだ」という説明が為されました（『沙石集』『神道集』）。

それに前後し、良かれと思つて放生——捉えられた生き物を解き放つ仏教的善行——をしたところ、放つてやつた魚や貝から逆に恨み言——「神仏と結縁するせつかくの機会を台無しにされた」と放生を詰る言葉——を言われたという話も登場します（『発心集』卷八、『古今著聞集』卷二〇）。更に『沙石集』の流布本には、船に飛び込んできた鮎に對して、「ここでお前を放つてやつても、いずれ死んでしまう。もしお前が私の腹の中に入れれば、お前と私は一体化し、私がこれまで積んできた修行もお前のものとなり、必ずや成仏できるだろう」と告げて食べたという話も収められています。また遅くとも十四世紀には「諷訪の勘文」と称される神託「業尽の有情、放つと雖も生きず、故に人身に宿りて、同じく仏果を證せよ」が成立し、それを記

した鹿食免（肉食の許可証）および鹿食箸（肉食しても穢れを受けない箸）が諏訪大社から発行されました。なお同社の影響は全国に及び、十三世紀末から十四世紀にかけて北は陸奥から南は薩摩まで勧請（分祀）され、今日分社の数は五千以上にも及んでいます。その急速な勢力拡大の理由としては、肉食や鷹狩りを認める狩獵神としての性格が挙げられることがあります。が、実際には元寇の際に神風を吹かせモンゴル軍を撃退した軍神として広く武士から信奉されたことが中澤氏により指摘されています。

日本で肉食が公式に解禁されたのは明治になつてからです。一八七一年（明治四年）に広く肉食が解禁され、翌年には僧侶の肉食も妻帯・蓄髪などとともに「勝手にしてよろしい」と通達されました（太政官布告一三三号）。肉食をめぐり当初、賛否両論が巻き起こりましたが、歐米列強に倣つた富国強兵政策が推し進められるなかで肉食もその重要な要素として奨励され、

広く浸透して今日に至っています。

【主な参考文献】今堀太逸「神社と悪人往生——諏訪信仰の展開」「人文学論集」二二、一九八八年。杵築宏典「親鸞における衆生利益觀」「印度学仏教学研究」四二一、一九九三年。中澤克昭「肉食の社会史」山川出版社、二〇一八年。中村生雄「肉食妻帯考 日本仏教の発生」青土社、二〇一一年。東四柳祥子「とんかつと焼き焼き——文明開化後の肉食」「日本の食文化4 肉と魚」吉川弘文館、二〇一九年。真嶋亜有「肉食という近代——明治期日本における食文化需要と肉食観の特徴」「国際基督教大学学報3-A アジア文化研究別冊」一一、二〇〇二年。賴住光子「仏教における『食』」「大学院教育改革支援プログラム『日本文化研究の国際的情報伝達スキルの育成』平成二〇年度活動報告書 学内教育事業編」二〇〇九年。

柳幹康（やなぎ みきやす）  
一九八一年栃木県生まれ。一〇一三年東京大学大学院博士課程修了、博士（文学）。現在東京大学東洋文化研究所准教授、花園大学国際禅学研究所副所長。



# お願 い

## 花園俳壇・花園歌壇

俳壇・歌壇への投稿は、それぞれ別の郵便はがきを使用し、各三句(首)までを読みやすく書いてお送りください。

\*〆切りは毎月1日です。

## 『花園』へのご意見・ご感想など

本誌へのご意見・ご感想など、「編集室花園係」までお送りください。お待ちしております。

送り先

〒616-8034 京都市右京区花園木辻北町1

妙心寺派宗務本所内編集室

俳壇／歌壇／花園 係

\*住所、氏名を必ずお書きください。

\*俳壇・歌壇とともに作品は未発表のものに限ります。(他誌投稿作品、転載は不可)

\*なお投稿はお返しいたしません。



「いつもココロに花園を」  
あなたとわたしのポケットエッセイ集

【花園】第73巻 第7号(通巻第863号)

令和5年7月1日発行(毎月1日発行)

定価60円

【発行人】野口善敬

【編集人】箱崎善法

【印刷人】古崎良一

【発行所】京都市右京区花園木辻北町1

妙心寺派宗務本所 教化センター

振替／01060-9-1400

電話／075-463-3121

## 表紙の絵

「照り輝く」



暑さあってこそ、

涼を喜ぶことができます。

絵・元場 葵(もとば あおい)

月刊『花園』1冊送りの年間購読料は、1,620円(税・送料込)です。

下記のお電話か、ホームページでお申込みください。

【妙心寺派宗務本所 頒布課】電話：075-467-2990

【妙心寺派直売店 web shop】

<http://www.myoshinji-shop.jp/fs/myoshinji/g05-0002>

\*乱丁、落丁本はおとりかえいたします。